

# 令和8・9年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間に必要な医療給付費等の費用に充てるため、次のとおり保険料率を改定しました。

令和8年度より、従来からの医療分の保険料とあわせて、子ども分(子ども・子育て支援納付金分)を納付いただくこととなりました。※子ども・子育て支援金制度の概要については、裏面をご覧ください。

## 令和6・7年度の保険料率

【医療分】

均等割額 **45,930**円

所得割率 **9.03**%

(賦課限度額80万円)

## 令和8・9年度の保険料率

【医療分】<令和8・9年度共通>

均等割額 **52,370**円(6,440円増)

所得割率 **9.49**%(0.46ポイント増)

(賦課限度額85万円)

【子ども分(子ども・子育て支援納付金分)】 **新設**

<令和8年度> ※令和9年度の保険料率は令和8年度中に決定

均等割額 **1,330**円

所得割率 **0.25**%

(賦課限度額2万1千円)

## 参考 所得の少ない方に対する均等割額の軽減

均等割額軽減割合	令和6・7年度	令和8年度
<b>7割</b> (医療分は7.2割)	13,700円/年	<b>14,900円/年 (+1,200円)</b> ※医療分14,600円 子ども分300円
<b>5割</b>	22,960円/年	<b>26,840円/年 (+3,880円)</b> ※医療分26,180円 子ども分660円
<b>2割</b>	36,740円/年	<b>42,950円/年 (+6,210円)</b> ※医療分41,890円 子ども分1,060円

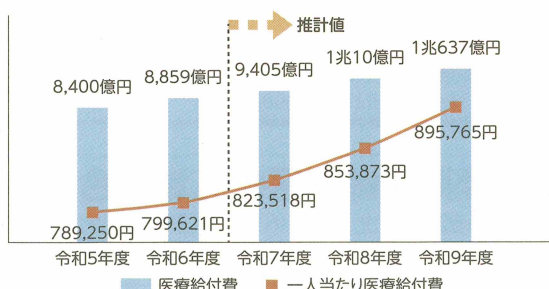
※均等割額の軽減が適用される所得の基準については、「令和8年度 保険料のしおり」の「①均等割額の軽減について」をご覧ください。  
※令和8・9年度については、医療分のみ7割ではなく7.2割の軽減となります。

## ● 保険料率の決まり方・上がる要因

2年間(令和8・9年度)の医療給付費等の費用と、国・県・市町村からの負担金や現役世代からの支援金等の収入を見込んで算定しています。

令和6年度からの保険料負担の見直しや一人当たり医療給付費の増加が見込まれることが、保険料率上昇の要因となりました(令和6年度からの保険料負担の見直しの詳細は裏面をご覧ください)。なお、剰余金や県の基金の活用により、保険料率の急激な上昇をおさえています。

【埼玉県の後期高齢者医療における医療給付費の推移】



診療報酬のプラス改定等の影響により、医療給付費が大きく増加することが見込まれています。

※診療報酬とは、医療機関が患者に提供した保険医療サービスに対して支払われる対価のことで、通常2年に1度改定され、令和8年度改定では、物価・賃金の上昇等を受け、本体+3.09%(令和8・9年度の2年度平均)となりました。

**保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。**

## 子ども・子育て支援金制度について

こどもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当等のこども・子育て世帯向けの給付に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

子ども・子育て支援金制度は、全世代から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただき、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

これにより、令和8年度から、子ども分(子ども・子育て支援納付金分)を従来の医療分の保険料とあわせて納付いただくこととなります。

## 令和6年度からの保険料負担の見直しについて

高齢者人口の増加に伴い、高齢者の医療費が増えています。一方で、後期高齢者の医療費を支える現役世代の人口減少に伴い、現役世代の負担が大きくなっています。

そこで、全ての国民が、年齢にかかわらず、その能力に応じて医療保険制度を公平に支えあう仕組みとするための法改正が行われ、令和6年度からの保険料負担については、下記の見直しが行われています。

- ・高齢者が保険料として負担する率(後期高齢者負担率として国が定める率)について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの支援金」の伸び率を合わせるように算定方法を見直し
- ・出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者も負担する仕組みの導入 ※激変緩和措置により令和6・7年度は保険料として負担する額が1/2でしたが、令和8年度からは本来の負担額となります。

### 保険料の計算方法 ※令和8年度



\*1 賦課限度額が80万円⇒85万円に引き上げられました。

\*2 賦課(保険料計算)のもととなる所得金額とは、前年の収入から当該収入の種類に応じた金額を控除して所得を求めたのち、さらに基礎控除額(43万円)を差引いた額

## 新保険料率による年金収入別保険料額算定例

単身世帯で年金収入のみの場合

	年金収入別	令和7年度	令和8年度	比較
例1	153万円 均等割(7割軽減)のみ ※医療分は7.2割軽減	13,700円/年 (月額1,142円)	<b>14,900円/年</b> (月額1,242円) ※医療分14,600円 子ども分300円	+1,200円/年 (月額+100円)
例2	198万円 均等割(5割軽減)+所得割	63,500円/年 (月額5,292円)	<b>70,500円/年</b> (月額5,875円) ※医療分68,800円 子ども分1,700円	+7,000円/年 (月額+583円)
例3	224万円 均等割(2割軽減)+所得割	100,800円/年 (月額8,400円)	<b>112,000円/年</b> (月額9,333円) ※医療分109,200円 子ども分2,800円	+11,200円/年 (月額+933円)
例4	240万円 均等割(軽減なし)+所得割	124,400円/年 (月額10,367円)	<b>138,400円/年</b> (月額11,533円) ※医療分134,900円 子ども分3,500円	+14,000円/年 (月額+1,166円)

保険料に関する  
お問い合わせ・  
相談は...

お住まいの市区町村の  
後期高齢者医療  
担当窓口

または

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階  
☎048-833-3120 FAX 048-833-3472

埼玉県後期高齢者医療広域連合